

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

件 名	現行の敬老乗車証制度の継続
要 旨	<p>京都市は、市民の宝である敬老乗車証制度について、利用者の負担金額の引上げ等を軸とした見直しを行い、2022年度にも具体化しようとしている。京都市の持続可能な行財政の確立に向けた答申においても、早急な見直しと明記されるとともに、京都市の報告「行財政改革計画について」においても市民サービスの水準と市民負担の水準の均衡と市民サービスの後退に踏み込もうとしている。</p> <p>敬老乗車証制度は、高齢者の社会参加を促すとともに、生きがい対策として長年にわたって実施されてきた制度である。さらに、外に出て元気に暮らす健康効果や外出による経済効果などがあり、市民の宝として重宝されてきた。敬老乗車証の発足時の事業費が17倍に伸びたと報道されているが、京都市財政規模も拡大し、交通料金も上がっている現在を見れば過大な表現である。</p> <p>敬老乗車証制度は負担の引上げや対象年齢の75歳への引上げは行わず、現行制度の継続、拡充こそ利用者及び市民の願いである。さらに、市バスの均一運賃区間を全市内に拡大し、民間バス全てに適用範囲を広げること、交通不便地域の解消などを行って利便性を拡大することによって利用拡大を図ることこそ京都市の役割である。</p> <p>については、敬老乗車証制度は現行制度を継続することを願う。</p>
回付委員会	教育福祉委員会

受 理 番 号	受 理 年 月 日	陳 情 者
242	令和3年 5月27日	
243	令和3年 5月27日	

244	令和3年 5月26日	
245	令和3年 5月27日	
246	令和3年 5月26日	
247	令和3年 5月26日	